

山梨県公報

第一千七百七十三号

平成二十三年

十月十三日

木曜日

目次

保安林の指定の予定	七二五
道路の供用開始(三件)	七二五
道路の区域変更(三件)	七二六
建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	七二七
公告	
落札者の決定について	七二七
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	七二八
一般競争入札について	七二八
平成二十三年度山梨県准看護師試験の実施	七二九
大規模小売店舗の新設に関する届出	七三〇
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(九件)	七三一
教育委員会	
一般競争入札について	七三三

告示

山梨県告示第四百二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 保安林の所在場所
笛吹市芦川町中芦川字一之倉一五九四、一六〇三、一六〇四
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字一之倉一五九四・一六〇三・一六〇四(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。
平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	間	延長(メートル)	供用開始の期日
県道	甲斐中央線	甲斐市篠原字中河原一八三九番の一地先から 甲斐市篠原字中河原一八四八番の一地先まで		八六・三	平成二十三年十月十三日

山梨県告示第四百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	市川三郷山 梨自転車道 線	笛吹市石和町四日市場字保洲町 笛吹川右岸堤防敷地先から 笛吹市石和町四日市場字保洲町 笛吹川右岸堤防敷地先まで	六一・〇	平成二十三年 十月十三 日

山梨県告示第四百二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜 崎線	北杜市長坂町長坂下条字下屋敷 九三六番の七四地先から 北杜市長坂町長坂下条字下屋敷 九三六番の二六地先まで	四五・八	平成二十三年 十月十三 日

山梨県告示第四百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十三日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲斐中央線
- 三 道路の区域

山梨県知事 横内正明

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		甲斐市篠原字中河原二八三九番の一 地先から 甲斐市篠原字中河原二八四八番の一 地先まで	旧 一一・〇〇 一四・二	延 八六・三
新			一一・〇〇 一四・八	八六・三

山梨県告示第四百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

区	間	旧新 の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
		南巨摩郡身延町大島前河原二三三番の 一 地先から 南巨摩郡身延町大島前河原二二八八番の 一 地先まで	旧 八・八 一一・九	延 一〇四・六
新			一〇・八 二六・六	一〇四・六

山梨県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十三年十一月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
笛吹市石和町四日市場字保洲町笛吹川右岸堤防敷地先から 笛吹市石和町四日市場字保洲町笛吹川右岸堤防敷地先まで	二・〇	二・〇	六〇・〇	六〇・〇
	二・〇	六〇・〇		
	六二・〇			

山梨県告示第四百三十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所（峡北支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十三年十月十三日
- 二 指定道路の位置
韮崎市藤井町北下條字榎田百十四番四
- 三 指定道路の幅員
最大幅員六・〇メートル、最小幅員六・〇〇メートル

四 指定道路の延長

二十八・二五メートル

山梨県告示第四百三十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十三年十月十三日
- 二 指定道路の位置
笛吹市御坂町二之宮字中通五百九十八番九、五百九十八番十四
- 三 指定道路の幅員
五・〇一メートル
- 四 指定道路の延長
三十四・〇〇メートル

公 告

● 落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横内正明

- 一 落札に係る借入物品等の名称及び数量
財務会計システム用サーバ機器等 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
山梨県企画県民情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日
平成二十三年八月十七日

四 落札者の氏名及び住所

日本電子計算機株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額

二億二千九百三十二万円

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十三年七月七日

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十三年十月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人認知症を正しく知る会「もっと・らくっと」

2 代表者の氏名 山本一雄

3 主たる事務所の所在地 山梨県上野原市上野原三千五百八十四番地

4 定款に記載された目的

この法人は、尊厳ある社会を創る為に認知症の人・その家族・ケアに関わるすべての人が、もっと自分らしく、楽に生きていける為に、認知症を正しく理解し、その人らしい生活が出来るように支援事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十三年十月五日から同年十二月四日まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 業務の名称及び数量

消防防災ヘリコプター「あかふじ」 定期耐空証明検査整備業務 一式

2 業務の仕様等

消防防災ヘリコプター「あかふじ」 定期耐空証明検査整備業務。なお、詳細は、入札説明書で定める内容であること。

3 履行期間

平成二十四年一月五日から同年三月十五日まで

4 履行場所

請負業者の整備点検所（ただし、消防防災ヘリコプター「あかふじ」について山梨県が加入している航空機保険の担保地域内とする。）

二 一般競争入札の参加資格

1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。

2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づき更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

4 1から3までに掲げるもののほか、入札説明書に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

三 入札手続等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号四〇〇〇一〇八 山梨県甲斐市津谷四百四十五番地一 山梨県総務部消防防災課消防防災航空担当 電話〇五五一 二〇 三六〇一

2 入札説明書の交付方法

この公告の日から平成二十三年十月二十一日(金)までの山梨県の休日を含め、条例(平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く毎日午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、三の1に定める交付場所において交付する。

3 入札参加資格確認申請書の提出方法

この公告の日から平成二十三年十月二十八日(金)までの県の休日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに、三の1に定める場所に持参すること。

4 入札説明会

実施しない。ただし、現地確認を希望する場合、次の日程等に対応する。

(一) 日時 平成二十三年十月二十一日(金)

午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

(二) 場所 山梨県総務部消防防災課消防航空隊事務所

山梨県甲斐市宇津谷四百四十五番地一

(三) 連絡先 山梨県総務部消防防災課消防航空隊事務所

電話 〇五五 一 二〇 三六〇一

5 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十三年十一月二十二日(火) 午後一時三十分

(二) 場所 山梨県総務部消防防災課消防航空隊事務所

山梨県甲斐市宇津谷四百四十五番地一

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効

この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の行った入札、その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

四 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札保証金及び契約保証金

入札に参加しようとする者又は契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金又は契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二又は百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約書作成の要否

要

4 違約金の有無

有

5 落札者が契約締結までの間に、二に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなかった場合は契約を締結しない。また、この場合においては、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

6 その他

詳細は、入札説明書による。

Summary

1 Nature and quantity of the services to be required

Annual air worthiness inspection

2 Date and time for tender

1:30PM November 22, 2011

3 Bureau in charge

Fire Fighting and Disasters Prevention Aviation Section, Fire Fighting and Disasters Prevention Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government
445-1 Utsuya Kai-shi Yamanashi-ken 400-0108 Japan TEL0551-20-3601

● 平成二十三年度山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第百三十三号)第十八条の規定により、平成二十三年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

平成二十三年十月十三日

一 試験日時

平成二十四年二月十九日(日)午後一時から午後三時三十分まで

二 試験場所

甲府市池田二丁目六番一号 山梨県立大学 池田キャンパス

三 試験方法

筆記試験

四 試験科目

保健師助産師看護師法施行規則(昭和二十六年厚生省令第三十四号)第二十三条に規定する科目

五 受験資格

保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

六 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 受験資格を有することを証明する書類

4 写真(出願前六月以内に脱帽のうえ正面から撮影した縦六センチメートル、横四センチメートルのもので、その裏側には撮影年月日及び氏名を記載すること。)

七 受験手数料

六千九百円(受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。)

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。

八 受験願書の配布期間及び場所

平成二十三年十一月十四日(月)から同月二十五日(金)までの山梨県の休日を除く。正午まで及び午後一時から午後五時まで山梨県福祉保健部医務課看護担当(甲府市丸の内一丁目六番一号)において配布する。

なお、郵送で請求する場合は、封筒の表に「看護師試験願書請求」と朱書して、百二十円切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(角二号)を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛に平成二十三年十一月二十五日(金)必着で送付すること。

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先

甲府市丸の内二丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

2 提出方法
持参又は郵送すること。

3 受験願書の受付期間

平成二十三年十二月十二日(月)から同月十四日(水)までの、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、郵送による受付を希望する場合は、平成二十三年十二月十二日(月)から同月十四日(水)までの消印のあるものを有効とする。(簡易書留で送付すること。)

十 その他

詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当(電話〇五五 二二三 一四八四)に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十四年二月十三日まで縦覧に供する。
平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者の氏名又は名称及び住所

1 氏名又は名称 株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正

2 住所 山梨県富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(-) 名称 (仮称)セルバ本店

(二) 所在地 山梨県富士吉田市下吉田字丸尾三千九百九十二番地の一

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

(-) 名称 株式会社セルバ 代表取締役 桑原孝正

(二) 住所 山梨県富士吉田市下吉田五千八百五十番地の一

3 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十四年四月二十七日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

三千二百六平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (一) 駐車場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 百四十六台
 - (二) 駐輪場の位置及び収容台数
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 収容台数 三十台
 - (三) 荷さばき施設の位置及び面積
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 面積 二百四十七平方メートル
 - (四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (1) 位置 届出の図面のとおり
 - (2) 容量 六十立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (1) 開店時刻 午前七時
 - (2) 閉店時刻 午後九時四十五分
 - (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前六時五十分から午後十時まで
 - (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (1) 数 三箇所
 - (2) 位置 届出の図面のとおり
 - (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前六時から午後十時まで
- 三 届出年月日
平成二十三年九月二十六日

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年九月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社まるい工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市小笠原千六百五十四番地
 - 3 代表者の氏名 飯久保貴
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一九）第六五六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年八月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十月十三日

- 一 処分をした年月日 平成二十三年九月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社奥山工業
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市牧丘町西保中千三百六十九番地
 - 3 代表者の氏名 奥山祥次
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一八）第七四八六号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年八月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横内 正明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年九月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ハウジング清水
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市大里町三百五十五番地一
 - 3 代表者の氏名 清水達三
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第八九〇四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年八月三十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年十月十三日

- 一 処分をした年月日 平成二十三年九月二十日 山梨県知事 横内正明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 澤田屋建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市駒橋二丁目六番二十三号
 - 3 代表者の氏名 長田真一
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一九)第七六九号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年九月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年十月十三日

- 一 処分をした年月日 平成二十三年九月二十日 山梨県知事 横内正明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 株式会社丸喜上野建設
- 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門五百六十二番地五
- 3 代表者の氏名 上野喜義
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第一〇四七号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年九月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年十月十三日

- 一 処分をした年月日 平成二十三年九月二十日 山梨県知事 横内正明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 大森工業株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡忍野村忍草四百八十八番地
 - 3 破産管財人の氏名 倉内信崇
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 一八)第一一九一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年九月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年十月十三日

- 一 処分をした年月日 平成二十三年九月二十日 山梨県知事 横内正明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 有限会社武川工業
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉三丁目十番十号
- 3 代表者の氏名 武川要一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第四五〇四号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年九月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年九月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 堀内建築
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市法能四百七番地
 - 3 代表者の氏名 堀内貞治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 一八）第一九一号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年八月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十三年十月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十三年九月二十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社依田組

- 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町柳川千二百七十二番地
- 3 代表者の氏名 依田一志
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第一八号
- 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十三年九月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

教育委員会

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。
平成二十三年十月十三日

山梨県立博物館副館長 三 枝 仁 也

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 借入物品等の名称及び数量
山梨県立博物館総合情報システム機器等 一式
 - 2 借入物品等の仕様等
山梨県立博物館総合情報システム機器等一式。なお、詳細は、山梨県立博物館総合情報システム更新仕様書によること。
 - 3 借入期間
平成二十四年三月一日から平成二十九年二月二十八日まで
 - 4 納入場所
副館長が指定する場所（県立博物館）
- 二 一般競争入札の参加資格
 - 1 平成二十三年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（平成二十三年山梨県告示第百六十九号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
 - 2 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二十一条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。

- 3 この公告に示す借入物品等を確実に納入できると副館長が判断した者であること。
 - 4 納入する借入物品等に係るアフターサービスを副館長の求めに応じて速やかに提供することができる者であること。
 - 5 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - 6 山梨県物品等競争入札参加資格名簿において登録業種「希望種目」に「リース」が登録されている者であること。
- 三 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一五〇一 山梨県立博物館総務課 電話〇五五 二六一 二六三一
 - 2 入札説明書の交付方法
この公告の日から平成二十三年十月二十日(木)までの山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)に定める山梨県立博物館の休館日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで三の1の交付場所において交付する。
 - 3 入札参加資格確認申請書の提出方法
平成二十三年十月十三日(木)から平成二十三年十月二十四日(月)までの山梨県立博物館設置及び管理条例(平成十七年山梨県条例第八号)に定める山梨県立博物館の休館日を除く毎日、午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までに三の1の場所に提出する。
 - 4 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果は、書面により通知する。
 - 5 入札及び開札の日時及び場所
平成二十三年十一月七日(月) 午前十時 山梨県立博物館 交流室(郵便番号四〇六 〇八〇一 山梨県笛吹市御坂町成田一五〇一)
 - 6 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者

- であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効
この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、入札条件に違反した者の行った入札、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不当に阻害したと認められる者が行った入札その他山梨県財務規則(昭和二十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
 - 8 落札者の決定方法
規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 四 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - 2 入札保証金
免除
 - 3 契約保証金
契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
 - 4 契約書作成の要否
要
 - 5 長期継続契約
この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。
 - 6 その他
落札者が契約締結までの間に「二 一般競争入札の参加資格」に掲げた参加資格のうち、一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。その他、詳細は、入札説明書による。

Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required
Computer equipment for museum information system 1 set
- 2 Date and time for tender
10:00 AM November 7, 2011
- 3 Department in charge
General affairs section, Yamanashi Prefectural Museum, 1501-1 Misakachonarita, Fufuki,
Yamanashi 406-0801 Japan TEL.055-261-2631

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番